

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認愛知地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	10 件
国民年金関係	4 件
厚生年金関係	6 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	30 件
国民年金関係	12 件
厚生年金関係	18 件

第1 委員会の結論

申立人の平成5年4月の国民年金保険料については、免除されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年4月

私は、学生であった平成3年4月にA市で国民年金に加入し、毎年、年度始めの4月頃に同市で免除申請の手続を行っていた。申立期間も年度当初に免除申請の手続を行い、全額申請免除が認められたと思っていたが、未納期間とされている。申立期間が申請免除であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、学生であった平成3年4月にA市で国民年金に加入し、毎年、年度始めの4月頃に同市で免除申請の手続を行ったとしているところ、申立人の納付記録を見ると、平成3年度及び4年度とも4月から申請免除が承認されていることから、申立人が主張するとおり、5年度についても申立人が5年4月から申請免除が承認されるように免除申請手続を行ったと考えても不自然ではない。

また、A市の国民年金被保険者名簿（電算台帳）を見ると、平成3年度、4年度及び5年度の免除欄には、いずれも「12」と記載されているほか、これら各年度の納付状況欄の4月から3月までの各月欄は全て申請免除を示す「シ」と記載されており、申立期間は申請免除とされていることが確認できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和50年10月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年6月から52年3月まで

私は、婚姻（昭和57年10月）前に、母親から初めて私の年金手帳を渡され、国民年金保険料を払い続けるように言われた。このことから、家族の保険料を納付していた母親が私の国民年金の加入手続を行い、加入後の保険料も婚姻するまで納付してくれていたものと思っていた。両親共に既に亡くなっていることから、何も分からないが、申立期間が未納とされているのは納得できない。申立期間の保険料を納付したことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間（第3号被保険者期間を除く。）において未納は無く、申立期間は、1年10か月と比較的短期間である。

また、申立人が婚姻（昭和57年10月）するまでの期間の保険料を納付していたとする母親の納付記録を見ると、国民年金制度が発足した昭和36年4月から60歳に到達するまでの加入期間において保険料の未納は無いほか、母親が保険料を納めていたとする父親の納付記録も母親と同様に同年4月から60歳に到達するまでの加入期間において保険料の未納は無いことから、母親の保険料の納付意識は高かったことがうかがわれる。

さらに、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人の国民年金手帳記号番号は資格取得日を昭和50年6月2日として、52年12月9日にA市B区で払い出されており、この手帳記号番号払出日を基準とすると、申立期間のうち50年10月から52年3月までの保険料は過年度納付が可能であった。

加えて、申立人の国民年金被保険者台帳を見ると、昭和50年度及び51年度

の摘要欄に「納付書発送」のゴム印が押されていることから、申立期間のうち、前述のとおり過年度納付が可能な昭和 50 年 10 月から 52 年 3 月までの期間の納付書が送付されたものと推認できる。このことから、保険料の納付意識の高かった母親が、送付された当該納付書により申立期間のうち過年度納付が可能な 50 年 10 月から 52 年 3 月までの保険料を納付したと考えることも不自然ではない。

一方、申立期間のうち昭和 50 年 6 月から同年 9 月までの保険料については、前述の申立人の加入手続時期を基準とすると、母親は、時効により当該期間の保険料を納付することができなかったものとみられる。

また、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、母親が申立期間のうち昭和 50 年 6 月から同年 9 月までの保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 50 年 10 月から 52 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成7年7月から8年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年7月から8年3月まで

平成8年10月に交通事故に遭ったのを契機に、母親がA市B区役所で私の国民年金の加入手続を行ってくれた。同区役所から納付書や督促状が届いたので、交通事故による所得補償の保険金で、申立期間の国民年金保険料として約10万円を母親がまとめて納付してくれた。申立期間の保険料を納付したことを証明するものは無いが、納付したことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、9か月と短期間である上、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間に国民年金保険料の未納は無く、申立人の加入手続及び申立期間の保険料を納付したとする母親も18年余りにわたる国民年金加入期間において保険料の未納は無いことから、申立人及びその母親の保険料の納付意識は高かったことがうかがわれる。

また、母親は、申立人の申立期間の保険料を郵便局で約10万円納付したとしており、この納付したとする保険料額は、申立期間の保険料を納付した場合に必要な金額（10万5,300円）と近似している。

さらに、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、資格取得日を平成7年*月*日（20歳到達日）として8年6月18日にA市B区で払い出されていることから、その頃に申立人の加入手続が行われたものとみられる。この手帳記号番号払出日を基準とすると、申立期間の保険料は過年度納付が可能である。

加えて、母親は、申立期間の保険料を含め3回ぐらい申立人の保険料をまとめて納付した記憶があるとしているところ、申立人の納付記録を見ると、母親の主張どおり、平成8年7月から同年12月までの保険料が9年2月13日に、

同年1月から同年6月までの保険料が10年7月31日にまとめて納付され、9年7月から13年3月までの保険料は毎月納付されていることが確認できることから、前述のとおり、過年度納付が可能であった申立期間の保険料も母親がまとめて納付したと考えることも不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 61 年 5 月から同年 12 月までの期間及び 63 年 3 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 56 年 4 月から 61 年 12 月まで
② 昭和 63 年 3 月

私は、国民年金の加入手続時期及び加入手続場所は覚えていないが、年金手帳を見ると、「初めて上記被保険者となった日」が「昭和 56 年 4 月 1 日」と記載されているので、その頃に加入手続を行ったのではないかと思う。加入後の国民年金保険料の納付方法、納付時期及び納付金額については、加入手続後に保険料をまとめて 6 万円ぐらい納付したこと以外は明確には覚えていないが、申立期間①の保険料が未納とされていることは納得できない。

申立期間②については、当時母親に毎月保険料を納付してもらっており、この前後の期間が納付済みとされていることから、母親が当該期間の保険料のみ納付しなかったはずがないので、申立期間②の保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 62 年 1 月以降の 23 年余りにわたる国民年金加入期間において、申立期間②及び平成 18 年 9 月を除き、国民年金保険料の未納は無い上、平成 14 年度以降の保険料は口座振替を行っていることから、保険料の納付意識は高いことがうかがわれる。

また、申立人は、所持する年金手帳に「初めて上記被保険者となった日」が「昭和 56 年 4 月 1 日」と記載されていることをもって、その頃に加入手続を行ったのではないかと思うとしているところ、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 62 年 1 月 30 日に A 市において払い出されていることから、その頃に初めて申立人の国民年金加入手続が行われ、この加入手続の際に、資格取得日を遡って 61 年 5 月 1 日とする事務処理が行われたものとみられる。この資格取得日は同市の申立人の国民年金被保険者名簿に記載されている資格取得日とも一致してい

る。この資格取得日及び手帳記号番号払出日を基準とすると、申立期間①のうち同年5月から同年12月までの保険料は、現年度納付することは可能であった。

さらに、申立人は、申立期間①のうち個人経営の事業所を退職した昭和61年4月以降の1年間は保険料を納付することができず、62年4月から婚姻した63年4月以前の保険料は、毎月、母親が納付し、婚姻後は自身で保険料を納付したとしていることから、前述のとおり、申立期間①のうち現年度納付が可能であった61年5月から同年12月までの保険料は過年度納付したとする主張と思われる。申立人の納付記録を見ると、62年1月から同年3月までの保険料が平成元年3月28日に過年度納付されていることが確認できる上、申立人は、加入手続後において保険料をまとめて6万円ぐらい納付したとしているところ、申立期間①のうち昭和61年5月から同年12月までの保険料を納付するのに必要な金額は5万6,800円となり、申立人が納付したと主張する保険料額と近似している。このため、納付意識の高い申立人が申立期間①のうち同年5月から同年12月までの保険料を過年度納付したと考えても不自然ではない。

加えて、申立期間②については、前述のとおり、申立人は、昭和62年4月から婚姻した63年4月以前の保険料は、毎月、母親に納付してもらっていたとしているところ、i)申立人の納付記録を見ると、申立人の主張するとおり、申立期間②前の62年4月から63年2月までの保険料は毎月現年度納付されていること、ii)申立人の所持する年金手帳の住所変更欄を見ると、申立人は、同年4月8日にA市からB市に住所変更しており、同市の申立人の国民年金被保険者名簿によると、申立期間②直後の同年4月の保険料がA市で納付されていることが確認できることから、母親は、申立人が同市からB市に転出後も申立人の保険料を納付したものと推認できる。このため、母親が申立期間②の保険料のみ納付しなかったとは考え難く、母親は申立期間②の保険料も現年度納付したと考えても不自然ではない。

一方、オンライン記録及びA市の申立人の国民年金被保険者名簿の資格取得日である昭和61年5月1日を基準とすると、申立期間①のうち56年4月から61年4月までの期間は国民年金に未加入となり、申立人は当該期間の保険料を納付することはできなかったものとみられる。

このほか、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立人が申立期間①のうち昭和56年4月から61年4月までの保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿等)は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和61年5月から同年12月までの期間及び63年3月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和58年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を19万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年3月31日から同年4月1日まで

私は、昭和58年4月1日付けでA社から子会社のB社に転籍したが、申立期間の年金記録が空白となっている。給与支払明細書から申立期間の保険料が控除されていることが分かるので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、A社からの回答書及び申立人が所持している給与支払明細書により、申立人は、同社及び関連会社のB社に継続して勤務し（昭和58年4月1日にA社からB社に異動。）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、上記の給与支払明細書で確認できる支給額から、19万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和58

年4月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年3月31日と誤って記録するとは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和51年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を9万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 5 月 1 日から同年 6 月 1 日まで

私は、昭和 48 年 3 月 1 日にB社に入社し、52 年 7 月 20 日まで継続して勤務していたのに、オンライン記録では、48 年 3 月 1 日にA社において厚生年金保険の被保険者資格を取得し、51 年 5 月 1 日に資格を喪失後、同年 6 月 1 日にB社において資格を取得しており、途中の 1 か月だけ被保険者記録が無い。退職するまで同一会社に勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社の代表取締役は、「A社の代表取締役は、私の実父であり、その父が、昭和 51 年 5 月 19 日に別会社としてB社を設立した。同社の厚生年金保険の新規適用時(同年 6 月 1 日)に被保険者資格を取得した 7 人は、私も含めて全員、同日以前からA社ではなく、B社で継続して勤務していた。」と証言しており、同社の複数の同僚は、「申立人は、申立期間も継続してB社に勤務していた。」と証言していることから、申立人は、申立期間において同社に継続して勤務していたことが認められるとともに、申立人の申立期間における勤務形態、職務内容等に変更があったことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

また、前述のとおり、B社の厚生年金保険の新規適用時に被保険者資格を取得した者は、7 人(申立人を含む。)であるが、オンライン記録によると、当該 7 人全員が、昭和 51 年 5 月 1 日にA社において被保険者資格を喪失してい

ることが確認できるところ、このうちの2人は、「厚生年金保険料の控除までは覚えていないが、給与は、それまでどおりA社から支給されていた。」と証言しており、別の1人は、「申立期間当時、A社の社長が社員の前で『銀行不渡りを出したが、今までどおりなので心配しないように。』と言っていた記憶がある。」と証言している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人は、前述のとおり、昭和48年3月の入社から一貫してB社において継続して勤務し、その間、A社から給与の支払を受け、給与から厚生年金保険料を控除されていたと考えられることから、B社が厚生年金保険の適用事業所となる前の申立期間については、A社における資格喪失日に係る記録を訂正することが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、健康保険厚生年金保険被保険者名簿の昭和51年4月の記録から、9万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和20年5月26日から同年8月23日までの期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の船舶運営会における資格喪失日に係る記録を同年8月23日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を120円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の船員保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年5月26日から同年10月1日まで

昭和19年3月に国民学校高等科を卒業し、A養成所に入校。同年7月に訓練等を修了し、その後B社所有のC船に乗船、機関員として勤務した。20年9月末頃にD市の母港にてパーサーから下船証明書をもらい、帰省。E役場に下船証明書を提出した。申立期間について、船員保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和19年にC船に乗船し、終戦は船中で迎えた。F市辺りで停泊した時に船長が上陸し、戻ってきた時に終戦を知らされた。終戦後、最初に母港に帰港した時に下船した。」と、当時の状況について主張しているところ、申立期間当時に申立人と同じC船の機関員であった同僚が、「下船した時期は覚えていないが、申立人は自分と同じ機関員であり、終戦時、申立人はC船に乗船していた。F市に停泊した時、船長がボートで上陸し、同船に帰ってきた時に終戦を知らされた。母港に帰港したのは終戦後一週間ぐらいしてからだったと思う。」と証言しており、その証言内容は、申立人の主張内容とおおむね一致していることから、申立人は、申立期間のうち、少なくとも終戦から一週間後の昭和20年8月22日まで同船に乗船していたことが推認できる。

また、C船に係る船員保険船舶台帳によると、同船は、昭和17年6月6日に船舶運営会の管理下に入り、申立期間において同会の管理下にあったことが

確認できる。

さらに、船員保険被保険者名簿によると、上記の同職種の同僚は、申立期間を含め、C船を下船した時まで被保険者記録が継続していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和20年5月26日から同年8月23日までの期間について、船舶運営会における船員保険の被保険者として、船員保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、船員保険被保険者台帳及び同名簿における昭和20年4月の記録から、120円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、船舶運営会は既に解散しており、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間のうち、昭和20年8月23日から同年10月1日までの期間については、上記のとおり、申立人は、「終戦後、最初に母港に帰港した時に下船した。」と主張しており、当該期間においては既にC船を下船していたものと考えられる。

また、B社は、「申立人の人事記録は無い。また、当時のことを知る者がおらず、当時のことは不明。」と回答している上、C船に係る船員保険被保険者名簿において被保険者記録が確認できる同僚は、上記同僚以外は、いずれも死亡又は連絡先が明らかでないため、申立人の当該期間に係る勤務実態及び船員保険の取扱いについて確認できない。

このほか、申立人の当該期間における勤務実態及び船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、当該期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社本店における資格取得日に係る記録を昭和27年3月18日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年3月18日から同年4月1日まで

私は、昭和23年1月にA社の前身であるB社に入社し、27年3月にA社C支店から同社本店に異動した。同社に継続して勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された略歴書、実務経歴証明書、A社から提出された労働者名簿、雇用保険の記録及び同社の回答から判断すると、申立人は同社に継続して勤務し（昭和27年3月18日に同社C支店から同社本店に異動。）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、厚生年金保険被保険者台帳及び同名簿の昭和27年4月の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は届出の誤りを認めていることから、事業主が昭和27年4月1日を厚生年金保険の資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

愛知厚生年金 事案5299

第1 委員会の結論

申立人のA社における資格喪失日は、昭和49年11月16日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額は、8万6,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年10月16日から同年11月16日まで

厚生年金保険の資格喪失日が昭和49年10月16日になっているが、退職時の源泉徴収票の退職日は同年11月16日と記載されている。申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書、雇用保険の記録及び厚生年金基金の記録により、申立人は、昭和49年11月15日まで同社に勤務していたことが認められる。

また、上述の厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書には、社会保険事務所（当時）が昭和49年11月22日に受理したことを示す「49. 11. 22」の受理印が確認でき、申立人の資格喪失年月日は、同年11月16日と記載されている。

さらに、上述の厚生年金基金の記録によると、申立人の加入員資格喪失日は、昭和49年11月16日であることが確認できるところ、B厚生年金基金は、「申立期間当時、厚生年金基金加入員資格喪失届は、複写式の様式を使用しており、当基金に提出されたものと同一内容の書類を、社会保険事務所にも提出していた。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人のA社における資格喪失日は、昭和49年11月16日であると認められる。

また、申立期間の標準報酬月額は、上述の厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書及び厚生年金基金の資格喪失時の記録から、8万6,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②について、その主張する標準報酬月額（申立期間①は47万円、申立期間②は50万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間における標準報酬月額に係る記録を、申立期間①は47万円、申立期間②は50万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 7 年 9 月
② 平成 9 年 9 月

平成 7 年 9 月と 9 年 9 月について、ねんきん定期便に記載されている納付額と私が保管している給与明細書に記載されている厚生年金保険料の控除額が相違している。

調査して、申立期間①及び②の標準報酬月額を正しく訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給与明細書から、申立人は、申立期間①及び②において、その主張する標準報酬月額（申立期間①は47万円、申立期間②は50万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和62年2月から平成3年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年2月から平成3年3月まで

申立期間は学生であったが就職するまでの期間は、母親が私の国民年金加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていた。母親は、3人の兄弟には同様に保険料を納付してくれており、弟2人は20歳から納付済みとされている。年金手帳は紛失し、平成13年に再交付されているし、領収書は破棄してしまい証明することはできないが、申立期間の保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金加入手続及び保険料納付を行ったとする母親は、申立人が20歳になった頃、A市B区C支所において、申立人の国民年金の加入手続を行い、金融機関などで保険料を納付したとしているところ、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによると、申立期間当時に、申立人が住民登録していた同区で、申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、同市の記録においても、申立人が申立期間当時に国民年金に加入していた記録は存在しない。

また、申立人に係るオンライン記録、A市の記録及び申立人が所持する再発行の年金手帳の記載によると、申立人の国民年金被保険者の資格取得日は、いずれも厚生年金保険被保険者資格喪失後の平成13年3月16日とされている。このことから、申立人は、申立期間において国民年金に未加入であったものとみられ、母親は申立期間の保険料を納付することはできなかつたものと考えられる。

さらに、母親は、申立人の弟2人についても、申立人と同様に20歳になった頃、国民年金加入手続を行い、保険料納付を開始したとしているところ、い

ずれの弟も 20 歳から加入し、保険料を納付していることは確認できる。しかし、申立人は、申立期間のうち、20 歳に到達した昭和 62 年*月及び同年*月の 2 か月間を除く、同年 4 月から平成 3 年 3 月までの 4 年間は学生であったとしており、申立期間の大半は任意加入対象者となり、当該期間に加入義務は無かったのに対し、上の弟は、高校を卒業後に進学はしていないとすることから 20 歳から強制加入対象者となり、下の弟は 20 歳に到達した 5 年*月は学生であったとしているが、この時期は学生が国民年金に強制加入と制度改正された 3 年 4 月以降であることから、弟 2 人については、いずれも 20 歳到達以降は強制加入対象者となり、申立人とは状況が異なる。

加えて、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿によると、上の弟の国民年金手帳記号番号の払出しは平成 3 年 8 月 27 日に行われており、この時に 20 歳到達時である 2 年*月に遡って資格取得し、同年 5 月から 3 年 3 月までの保険料を過年度納付していることが確認できる上、下の弟の国民年金手帳記号番号の払出しは、5 年 5 月 21 日に行われており、この時に 20 歳到達時である同年*月に遡って資格取得し、同年 2 月及び同年 3 月の保険料を過年度納付していることが確認できる。これらのことから、弟 2 人が 20 歳から国民年金に加入し、保険料を納付していることをもって、申立人も 20 歳から加入し、保険料を納付していたと推認することまではできない。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年10月から60年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年10月から60年9月まで

私は、当時、父親とは離れて暮らしていたが、収入の無かった私の将来を心配して、父親が国民年金の加入手続を行い、保険料を納めてくれていた。

父親は、国民年金保険料の領収証書を20年以上保管していたが、私が結婚し、父親が入退院を繰り返すようになった頃に、私に領収証書の束を託した。その領収証書の丸い赤い領収印は、既ににじんでいて日付もぼやけて読み取れないものもあったことをよく覚えているが、そのような古い領収証書の束は必要ないと思い破棄してしまった。確かに領収証書は見たので、申立期間について、国民年金保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、自身の婚姻（平成8年5月）以降に、父親から生前に託されたとする国民年金保険料の領収証書の記憶に基づいて、父親が申立期間の保険料を納付していたのではないかとしていることから、申立期間当時、国民年金加入手続及び国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、これらを行ったとする父親は既に他界していることから、加入手続及び保険料納付状況の詳細は不明である上、申立人は当該領収証書に記載されていたとする保険料の納付期間及び納付金額についての記憶は明確ではない。

また、国民年金手帳記号番号払出簿及びオンライン記録によると、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和61年1月頃にA市B区で払い出されており、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出された形跡が見当たらないことから、この頃に初めて申立人に係る国民年金加入手続が行われ、申立人が20歳に到達した55年*月に国民年金被保険者資格を取得したとする処理が遡って行われたものとみられる。このことから、申立人は、申立期間当時は国民年金に未

加入であったこととなり、父親が申立人の納付書を入手して保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

さらに、上記加入手続が行われた時期を基準とすると、申立期間のうち、昭和58年10月から60年9月までの保険料については、時効到達前の期間であったため、過年度及び現年度納付することが可能であったものの、申立期間直後の同年10月から平成元年3月までについては、保険料の免除を受けていた期間となっており、加入手続とともに免除の申請が行われ、以後も数年にわたり免除申請を行っていたことが確認できることから、当該期間について遡って保険料を納付していたとは考え難い。

加えて、上記のとおり、申立人の国民年金手帳記号番号はA市B区での払出しであったことからみて、加入手続時点の申立人の住民票上の住所地は同区であったものと推認でき、申立人の戸籍の附票によると、その後、申立人の住所地は平成元年2月25日からは父親が居住していた同市C区の同一住所地に変更されていることが確認できる。国民年金保険料の納付書等については、通常、被保険者の住所地に送付されることから、この頃からは父親宅に申立人に係る保険料の納付書等が送付されていたものと考えられるところ、同年4月以降については、免除を受けていた前年度までとは異なり、保険料が全て納付されている。これらのことを考え合わせると、父親が申立人の保険料を納付していたのは、平成元年度以降であったと考えられ、申立人が父親から託されたとする国民年金保険料の領収証書については、この時期に関するものであったのではないかと推察される。

このほか、父親が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 8 月から平成元年 4 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 43 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 8 月から平成元年 4 月まで

申立期間は専門学校生で国民年金の任意加入対象者であったため、国民年金保険料を納付していなかった。その後、平成元年 5 月から勤務した会社を退職した翌月の 2 年 3 月に国民年金に強制加入した。その時に 2 年前の分まで保険料を納付することができるので納付しておいた方が良いと役所に勤めたことがある母親から強く勧められ、申立期間の保険料をまとめて納付した記憶がある。申立期間の保険料の納付があったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20 歳（昭和 63 年*月）以降平成元年 3 月までは国民年金の任意加入対象者となる専門学校生であったことから、申立期間については、当時保険料を納付しておらず、同年 5 月から勤務した会社を退職した翌月の 2 年 3 月に強制加入被保険者として国民年金の加入手続を行うとともに、申立期間の保険料を遡ってまとめて納付したとしているところ、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されたのは同年 4 月 20 日とされていることから、申立人が主張する時期に国民年金の加入手続が行われたことは推認することができる。

しかしながら、申立期間のうち、平成元年 4 月を除く昭和 63 年 8 月から平成元年 3 月までの期間については、申立人は専門学校生であったことから、申立人も承知しているとおおり、国民年金の任意加入対象期間となる所、任意加入対象期間は、国民年金の制度上、加入手続時点から遡って被保険者資格を取得することはできず、申立人の被保険者資格取得日は、オンライン記録、A 市の国民年金被保険者名簿及び申立人が所持する年金手帳のいずれにおいても、申立人が厚生年金保険被保険者資格を喪失した 2 年 2 月 21 日とされてい

ることから、申立期間は国民年金に未加入となり、保険料を納付することはできなかったと考えられる。

また、申立人は区役所の窓口で申立期間の保険料をまとめて納付したとしているが、加入手続時点において申立期間の大半は過年度となり、区役所で納付することはできなかった。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成14年11月から16年6月までの国民年金保険料については、学生納付特例により納付猶予されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和57年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成14年11月から16年6月まで
申立期間当時、学生であったため、20歳から大学を卒業する平成17年3月まで、母親が学生納付特例の申請を行ってくれた。

記録では、私の学生納付特例は平成16年7月からになっており、申立期間は未納期間とされている。20歳から申請をしたはずなので、申立期間が学生納付特例期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の学生納付特例の申請手続に直接関与しておらず、これを行ったとする母親は申請時期及び申請方法について記憶が明確でなく、詳細は不明である。

また、オンライン記録によると、申立人の学生納付特例の申請が初めて行われたのは平成16年8月26日とされており、学生納付特例期間は申請月の前月である同年7月から大学を卒業する17年3月までとされていることから、その事務処理に不自然な点は見受けられない。

さらに、オンライン記録では、平成17年6月14日に納付書作成の記録があり、同年10月8日には戸別訪問を行い、保険料を納付するよう母親に伝言を依頼していることが確認できることから、これらの時点で少なくとも申立期間の一部は未納であったことが推認でき、申立期間を通して学生納付特例期間であったとは考え難い。

加えて、母親が申立期間に係る学生納付特例の申請を行ったことを示す関連資料は無く、ほかに学生納付特例の申請を行ったことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を学生納付特例により納付猶予されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年9月から47年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年9月から47年9月まで

私は、婚姻（昭和45年10月）後、A市の公民館に同市職員が来た際、国民年金の任意加入手続を行った。国民年金保険料は納付書により母親の保険料と一緒に毎月納付していた。加入後の最初の保険料は加入手続を行った公民館で、その後、2回は農協で納付した記憶がある。納付した期間がいつだったかの記憶は定かでないが、申立期間のうち数か月納付したと思う。納付書には550円と書いてあったような記憶もある。加入手続の際、国民年金手帳の交付を受けていないが、役所のやることなので信じていた。領収書は無いが、納付したことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、婚姻（昭和45年10月）後、A市の公民館に同市職員が来た際、国民年金の任意加入手続を行い、保険料は母親の分と一緒に毎月納付し、最初の保険料は公民館、その後2回は農協で納付したとしているところ、i) 同市では、申立期間当時、加入手続事務は市役所又は支所で行っていたとしていること、ii) 申立人は加入手続を行った契機、加入手続時期、申立期間に係る保険料の納付時期及び納付対象期間の記憶は無いこと、iii) 申立人は、申立期間において3回保険料を納付した後、資格喪失手続を行った記憶は無いものの、納付書が送付されてこなくなったとしているが、国民年金に加入し、資格喪失手続を行わない限り、納付書の送付を取りやめることはなく、申立人の主張は不自然であることから、申立人の申立期間に係る加入手続及び保険料納付状況の記憶は曖昧である。

また、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出整理簿によれば、申立人の国民年金手帳記号番号は、資格取得日を昭和50年4月30日（平成18年

9月21日に昭和50年5月1日に訂正されている。)として夫と連番で同年7月にA市で払い出されており、これ以前に申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、その頃に初めて申立人の国民年金加入手続が行われたものとみられる。このことは同市が保管する「国民年金全件リスト」の申立人の国民年金履歴欄の記載内容とも符合する。このため、この資格取得日を基準とすると、申立期間は国民年金に未加入となり、申立人は当該期間の保険料を納付することはできない。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(確定申告書、家計簿等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年4月から58年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年4月から58年9月まで

私は事業所を開業した昭和54年6月にA町役場で国民年金の加入手続を行った。加入手続の際に同町役場の担当者の勧めで納付金額は覚えていないが、数年分の国民年金保険料を遡って現金で一括納付した。その後すぐに婚姻(55年1月)し、婚姻後は妻と一緒に保険料を納付してきたが、妻は納付済みとされているのに私の記録だけが消えていた。納付を証明するものは無いが、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和54年6月にA町役場で国民年金の加入手続を行い、申立期間のうち、加入手続以前の期間の保険料は、遡って同町役場で一括納付し、その後の保険料は妻と一緒に納付したとしているところ、i) 申立人が加入手続を行ったと主張する同年6月を基準とすると、申立期間のうち、51年4月から54年3月までの保険料は過年度保険料となるが、同町では、当時、役場窓口及び同町役場内にあった金融機関では過年度保険料は取り扱っていなかったとしていること、ii) 申立人は、申立期間のうち遡って一括納付したとする期間及び一括納付後における期間の保険料の納付時期、納付方法及び納付金額については覚えていないとしていることから、申立人の申立期間に係る保険料納付状況の記憶は曖昧である。

また、オンライン記録及び申立人の国民年金手帳記号番号の前後の任意加入者の資格取得状況から、申立人の加入手続は、昭和60年11月頃にA町において行われ、その手続の際に資格取得日を遡って51年4月1日とする事務処理が行われたものとみられる。このため、申立期間当時、申立人は、国民年金に未加入であったものと考えられる上、この加入手続時期を基準とすると、申立

期間の保険料は、時効により納付することはできなかつたものとみられる。

さらに、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成13年4月から同年7月までの期間及び同年10月から15年5月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和55年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成13年4月から同年7月まで
② 平成13年10月から15年5月まで

20歳の頃に母親が私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料も母親が納付してくれていた。母親から、私が20歳の頃は学生だったので保険料は納付していなかったが、社会保険事務所(当時)から未納の通知が来たのでまとめて納付し、その後、再び未納の通知書が届いたのでこれもまとめて納付したことを聞いている。請求があったものは全て納付しているはずなのに申立期間が未納とされていることは納得できない。申立期間の保険料を納付したことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入手続及び国民年金保険料納付に直接関与しておらず、これらを行ったとする母親は、申立人の加入手続を行った20歳の頃は学生であったので保険料は納付していなかったが、社会保険事務所から送付されてきた納付書によりそれまで未納とされていた保険料を遡って全て納付したとしているところ、i)母親は、社会保険事務所から納付書が送付されてきた回数、納付書の納付対象期間、納付時期、納付回数、納付金額等は覚えていないとしていること、ii)申立人の納付記録を見ると、保険料の収納事務が市区町村から国に一元化される前の平成14年3月までの期間のうち、納付済みとされている申立期間①前の20歳到達月である12年*月から13年1月までの期間及び申立期間①直後の同年8月及び同年9月の保険料はA市において現年度納付されていることが確認できることから、母親の申立人に係る申立期間の保険料納付状況の記憶は曖昧である。

また、オンライン記録及びA市が保管する国民年金全件リストによると、保険料の収納事務が市区町村から国に一元化される前の平成14年3月までの期間において、申立期間①及び②のうち13年10月から14年3月までの期間はいずれも未納とされており、これら記録に齟齬^{そご}は無く、不自然な点は見受けられない。

さらに、母親は、社会保険事務所から送付されてきた納付書により、まとめて保険料を納付した後、再び同社会保険事務所から納付書が送付されてきて、同納付書により保険料をまとめて納付したとしているところ、オンライン記録によると、平成16年度の保険料がまとめて平成17年7月19日に過年度納付されているほか、17年度の保険料が前納により納付されたものの、納付された時期が前納保険料の納付期限を過ぎていたことから、当該保険料を同年7月26日に時効期間納付を理由に、この時点で未納であり、かつ、納付期限から2年を経過していない15年6月から16年3月までの期間及び17年4月の保険料に充当され、再度同年5月から18年3月までの保険料は、過年度納付された同年1月を除き、4回に分けて現年度納付されていることから、母親が社会保険事務所から送付されてきた納付書により納付したとする保険料は、これら期間の保険料であった可能性も否定できない。

加えて、この時期になると、年金記録管理業務のオンライン化、電算による納付書作成、領収済通知書の光学式読取機（OCR）による入力等、事務処理の機械化が進み、記録漏れ、記録誤り等が生ずる可能性は少なくなっていると考えられる。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年6月から46年3月までの期間及び51年4月から52年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年6月から46年3月まで
② 昭和51年4月から52年3月まで

私は、申立期間①当時は厚生年金保険の無い会社に勤めていたので、母親がA町役場で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていたように思う。おぼろげながら母親が集金人に納付していたことを覚えている。申立期間②当時は会社退職後で無職だったが、国民年金保険料を自分で納付していた。厚生年金保険から国民年金への切替手続や保険料納付の詳細は覚えていないが、納付を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、申立期間の国民年金加入手続及び国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、これらを行っていたとする母親は高齢のため聴取ができないことから、申立期間①に係る加入手続及び保険料納付状況の詳細は不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、A町で昭和46年5月21日に払い出されており、申立人が所持する国民年金手帳に記載されている発行日も同年5月14日となっていることから、同年5月頃に申立人の加入手続が行われ、その手続の際に資格取得日を遡って45年*月*日(20歳到達時)とする事務処理が行われたものとみられる。この加入手続時期を基準とすると、申立期間①は過年度納付が可能であったものの、i) 前述のとおり、当該期間の保険料を納付したとする母親からは、当時の納付状況を確認できないこと、ii) 申立人は当時、母親が保険料を集金人に納付していた記憶はあるが、母親から当該期間の保険料を納付書により金融機関で納付したということは聞いていない

としていること、iii) 当時、同町では集金人制度を採っていたが、集金人は過年度納付を取り扱っていなかったとしていることから、母親が当該期間の保険料を過年度納付したことをうかがわせる事情を見いだせなかった。

さらに、オンライン記録、国民年金被保険者台帳及びA町の国民年金被保険者名簿を見ると、いずれも申立期間①は未納とされており、これら記録に齟齬^{そご}は無く、不自然な点は見受けられない。

加えて、申立期間②について、申立人は、会社退職後、申立期間②の保険料を納付していたとしているところ、申立人は、会社退職後に国民年金への切替手続を行ったかどうかの記憶が無い上、申立期間②の保険料の納付時期、納付場所、納付方法、納付周期及び納付金額については覚えていないとしていることから、申立人の申立期間②に係る加入手続及び保険料納付状況の記憶は曖昧である。

その上、オンライン記録及び国民年金被保険者台帳によれば、申立人は、昭和50年1月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得したことに伴い、国民年金被保険者資格を喪失したこととされ、その後、厚生年金保険被保険者資格を喪失した51年4月1日以降に申立人が国民年金被保険者資格を取得した形跡は見当たらない。このことはA町の国民年金被保険者名簿の「資格取得年月日」及び「資格喪失年月日」欄の記載内容とも符合する。このため、申立期間②は国民年金に未加入となり、申立人は、当該期間の保険料を納付することはできなかったものとみられる。

このほか、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和61年4月から同年6月までの期間の国民年金保険料（付加保険料を含む。）及び同年7月から平成5年10月までの期間の付加保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和61年4月から同年6月まで
② 昭和61年7月から平成5年10月まで

私は、昭和51年5月に国民年金に任意加入し、60歳になるまで国民年金保険料と付加保険料を納付していた。しかし、ねんきん特別便で61年4月から同年6月までの定額保険料及び付加保険料と同年7月から平成5年10月までの付加保険料が未納とされていることを知った。申立期間①の付加保険料を含む国民年金保険料と申立期間②の付加保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和51年5月に国民年金に任意加入し、60歳到達月の前月の平成5年*月までA市役所から送付されてきた納付書で定額保険料と付加保険料を納付していたとしているが、申立期間①及び②に係る納付書に記載されていた金額（定額保険料と付加保険料を合算した金額）については覚えていないとしていることから、申立人の申立期間①及び②の保険料納付状況に関する記憶は曖昧である。

また、申立人が所持する年金手帳を見ると、国民年金記録欄の「被保険者となった日」欄、「被保険者の種別」欄及び「被保険者でなくなった日」欄の一段目には、「被保険者となった日：昭和51年5月29日(附)51.5.29 被保険者の種別：(土) 被保険者でなくなった日：昭和61年4月1日(附)61.4.1」、二段目には、「被保険者となった日：昭和61年4月1日 被保険者の種別：3号—A 被保険者でなくなった日：昭和61年7月6日」、三段目には、「被保険者

となった日：昭和 61 年 7 月 6 日」、「被保険者の種別：㊦」と記載されている。一方、オンライン記録（付加記録）を見ると、「種別：任意 申出：昭 51.5 始期：昭 51.5 終期：昭 61.3 非該当：昭 61.4.1」と記載されていることが確認できる。これらの記録から、申立人は、昭和 51 年 5 月に任意加入被保険者として国民年金に加入し、同時に付加年金にも加入したものの、61 年 4 月 1 日に国民年金第 3 号被保険者になったことに伴い、同日に任意加入被保険者資格を喪失し、同時に付加年金の非該当者とされたものとみられる上、オンライン記録及び A 市が保管する「国民年金の参考記録」のいずれにおいてもこの付加年金の非該当者とされた日以降に申立人が再び付加年金の申出を行い、付加保険料を納付していたことをうかがわせる形跡は見当たらない。このため、申立人が申立期間①及び②の付加保険料を納付したとは考え難い。

さらに、オンライン記録を見ると、平成 7 年 2 月 10 日に昭和 61 年 4 月 1 日第 3 号被保険者種別変更を同年 4 月 1 日第 1 号被保険者種別変更に変更し、同年 7 月 6 日第 1 号被保険者種別変更を取消しとする処理がなされたことが確認できる。この記録訂正・取消処理が行われた理由は、申立人が所持する年金手帳の記号番号の記載されている上部余白に「老基(繰上) A 市 6 年 12 月 28 日」と記載されていること、及び夫の資格記録を踏まえると、申立人が A 市で平成 6 年 12 月 28 日に国民年金を繰上請求した際に、夫が、既に船員保険の被保険者資格を昭和 59 年 7 月 6 日に資格喪失とされていたことから、申立人は 61 年 4 月 1 日から国民年金第 3 号被保険者になることができなかったことが判明したものと推認される。このため、申立期間①は、第 3 号被保険者期間から第 1 号被保険者期間に訂正されたものの、この記録の訂正・取消処理が行われた日を基準とすると、申立期間①の保険料は時効により納付することはできない。

加えて、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立人が申立期間①の国民年金保険料（付加保険料を含む。）及び申立期間②の付加保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無く、ほかに申立期間①の国民年金保険料（付加保険料を含む。）及び申立期間②の付加保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①の国民年金保険料（付加保険料を含む。）及び申立期間②の付加保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年2月から61年3月までの国民年金保険料(付加保険料を含む。)については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年2月から61年3月まで

私は、老後のために昭和54年2月にA町で国民年金に任意加入し、定額保険料と付加保険料を納付していた。55年にB市へ転居し、61年4月に第3号被保険者となるまでの期間も定額保険料と付加保険料を納付していた。59年2月1日に国民年金の被保険者資格を喪失したとされているが、資格喪失の手続をした覚えは無い。申立期間の保険料は、毎月、C信用金庫の行員に納付書と保険料を渡して納付していたと思う。申立期間について、国民年金に加入しておらず、保険料を納付していないとされていることは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る定額保険料及び付加保険料は、毎月、C信用金庫の行員に渡して、納付していたとしているものの、納付金額については覚えていないとしており、申立期間に係る保険料納付状況の詳細は不明である。

また、オンライン記録及びB市の国民年金被保険者名簿によると、いずれも申立人は、昭和54年2月24日に任意加入被保険者として資格取得し、同時に付加年金にも加入した後、59年2月1日に被保険者資格を喪失したとされており、この被保険者資格喪失後、再び被保険者資格を取得したのは、61年4月1日(第3号被保険者)とされている。このことは、申立人が所持する年金手帳の国民年金の記録欄の記載内容とも符合することから、これら記録に齟齬は無く、不自然な点は見受けられない。

さらに、申立人は、昭和59年2月1日に被保険者資格を喪失とされているが、資格喪失の手続を行った覚えは無いとしているところ、B市では、国民年

金の任意加入の資格喪失は、被保険者本人からの届出に基づいて事務処理を行っていたとしており、前述の同市の国民年金被保険者名簿の資格喪失の届日欄には「59. 1. 31」と記録されていることが確認できることから、資格喪失届が同年1月31日に提出され、同年2月1日に資格喪失したとする事務処理が行われたものとみられる。このため、申立期間は、国民年金に未加入となり、申立人は、当該期間の定額保険料及び付加保険料を納付することはできなかったものとみられる。

加えて、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立人が申立期間の定額保険料及び付加保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿等）は無く、ほかに申立期間の定額保険料及び付加保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料（付加保険料を含む。）を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年2月から52年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年2月から52年5月まで

私の国民年金加入手続及び保険料納付は、妻が行っていた。当時の家計簿を見ると、3か月に一度、夫婦二人分の保険料を一緒に納付していたことが分かるので、申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る国民年金加入手続及び保険料納付に直接関与しておらず、これらを行ったとする妻は、申立期間に係る国民年金加入手続及び保険料納付についての記憶が全く無いとしていることから、申立期間に係る国民年金加入手続及び保険料納付状況の詳細は不明である。

また、オンライン記録、国民年金被保険者台帳及び国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人は、昭和40年9月頃にA市B区で国民年金に加入し、その際、資格取得日を遡って39年*月*日(20歳到達時)とする事務処理が行われたものとみられ、その後、申立人が47年1月5日に厚生年金保険被保険者資格を取得したことにより、同年1月5日に国民年金被保険者資格を喪失したとされている。この国民年金被保険者資格喪失後、再び国民年金被保険者資格を取得したのは、53年9月6日(平成7年11月9日に厚生年金保険被保険者期間が判明したため、昭和53年9月6日から同年8月31日に訂正されている。)とされている。申立期間については、オンライン記録によると、平成7年11月9日に申立人が厚生年金保険被保険者資格(昭和47年1月5日から51年2月6日まで)を喪失した同年2月6日を国民年金被保険者資格取得日とし、申立人が厚生年金保険被保険者資格(52年6月1日から53年8月31日まで)を再び取得した52年6月1日を国民年金被保険者資格喪失日とする申立人の記録の追加処理が行われていることが確認できることから、申立人

は、申立期間当時、国民年金に未加入であったものとみられる。このことは、申立人の当該記録が追加処理された平成7年11月9日に、妻について、任意加入被保険者資格喪失日が53年9月6日から同年8月31日に訂正されるとともに、51年2月6日（第1号被保険者種別変更）及び52年6月1日（任意加入被保険者種別変更）の記録の追加が行われていることとも符合する。

さらに、申立人は、家計簿に保険料を納付したとする金額の記載があることをもって、当該期間の保険料を納付したとしており、申立人から提出のあった家計簿を見ると、申立人が主張するとおり、申立期間において二人分の保険料が計上されている4期間（①計上日：昭和51年2月20日、計上額：6,600円、期間：同年1月から同年3月まで ②計上日：同年5月25日、計上額：8,400円、期間：同年4月から同年6月まで ③計上日：52年2月27日、計上額：8,400円、期間：同年1月から同年3月まで ④計上日：同年5月13日、計上額：1万3,200円、期間：同年4月から同年6月まで）が確認できる。しかしながら、i）これら保険料が計上されている4期間のうち一部の期間（51年1月及び52年6月）は申立人が厚生年金保険の被保険者であった期間であり、国民年金保険料を納付していた場合は、重複納付となることから、申立人に対し国民年金保険料が過誤納として還付されることになるものの、オンライン記録及び国民年金被保険者台帳によると、申立人に対して保険料が還付された形跡は見当たらないこと、ii）4期間の保険料の計上額は、申立期間当時の二人分の保険料額と一致するものの、当時、申立人及びその妻と同居していた母親も国民年金に加入しており、母親は既に死亡していることから、この二人分の保険料が申立人及びその妻の保険料であったことまで確認することはできないこと、iii）申立期間において、妻及び母親の保険料は納付済みとされていることから、家計簿の申立期間に係る保険料計上額は、妻及び母親の保険料であった可能性も否定できない。

加えて、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（日記等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年4月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年4月から61年3月まで

私は、大学卒業（昭和52年3月）後にA市役所で国民年金の加入手続を行った。同年4月から54年5月までの保険料を毎月1万3,000円ぐらい納付し、婚姻（同年6月）以降の同年6月から61年3月までの保険料については、共済年金加入者であった夫が手続を行い、自動的に納付されているはずである。申立期間の保険料を納付したことを示す資料は無いが、申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、大学卒業（昭和52年3月）後にA市役所で国民年金加入手続を行い、同年4月から54年5月までの国民年金保険料を毎月1万3,000円ぐらい納付し、婚姻（同年6月）以降の同年6月から61年3月までの保険料については、共済年金加入者であった夫が手続を行い、自動的に共済年金から納付されていたとしているところ、i) 申立人は、加入手続時期、申立期間の保険料の納付方法及び納付場所についてはよく覚えていないとしていること、ii) 申立期間のうち、昭和52年度から54年度までの保険料月額は、2,200円から3,300円であり、申立人が申立期間に納付したと記憶する保険料月額とは相違すること、iii) 申立期間のうち、婚姻後の54年6月から61年3月までの期間は、夫が共済年金加入者であったことから、申立人は、当該期間は任意加入対象期間となり、保険料を納付するためには、申立人の住民票のある市役所で国民年金の加入手続を行い、保険料は市役所又は社会保険事務所（当時）から作成・送付される納付書により金融機関等で納付する必要があること、iv) 申立人が主張する婚姻後、夫が共済年金加入者であったことから、保険料は自動的に納付されていたとする主張は、被用者年金制度の加入者の被扶養配偶者の第

3号被保険者制度のことと思われるが、同制度が開始されたのは、同年4月からであることから、申立人及びその夫の申立期間に係る加入手続及び保険料納付状況の記憶は曖昧である。

また、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出整理簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和61年5月30日にA市に払い出されており、これ以前に申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、その頃に初めて申立人の国民年金加入手続が行われ、この加入手続の際に資格取得日を第3号被保険者の制度が開始された同年4月1日とする事務処理が行われたものとみられる。このことは、同市の国民年金被保険者名簿に記載されている資格取得日及び申立人が所持する年金手帳の「初めて被保険者になった日」欄に記載されている資格取得日も符合しており、申立人が申立期間において国民年金に加入し、保険料を納付していた形跡は見受けられない。このため、この資格取得日を基準とすると、申立期間は、国民年金に未加入となり、申立人は、当該期間の保険料を納付することはできなかったものとみられる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年6月4日から36年8月21日まで

私は、年金事務所で脱退手当金を受給した記録となっていると聞いたが、脱退手当金の手続をした記憶も無く、また、受給した記憶も無いので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、昭和34年1月16日から38年12月31日までに資格喪失した女性のうち（申立人は36年8月21日資格喪失）、受給資格者81人の脱退手当金の支給記録を確認したところ、申立人を含め67人に支給記録が確認でき、そのうち56人について資格喪失日から約5か月以内に支給決定がなされている上、複数の同僚は、「A社で脱退手当金の請求手続をしてもらった。」と証言していることから、申立人についても、その委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、厚生年金保険被保険者資格喪失日から約4か月後の昭和36年12月13日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

このほか、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 9 月 1 日から平成元年 1 月 17 日まで

私は、A事業所の四代目の事業主として、昭和 59 年 4 月 * 日に同事業所を法人化した。B社の決算が一段落した同年 7 月頃、業務委託先の会計事務所から社会保険に加入するよう言われ、同年 7 月から 8 月頃に会計事務所の人と一緒に、会社の実印と銀行印を持参して社会保険事務所（当時）に行き、その手続をした。しかし、「ねんきん特別便」によれば、申立期間の被保険者記録が無いので納得できない。調査の上、厚生年金保険の被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社の商業登記簿により、申立人は、昭和59年 4 月 * 日設立の同社の代表取締役（事業主）として、申立期間に勤務していたことが認められる。

しかし、オンライン記録、適用事業所台帳及びB社が保管している「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」によれば、同社は、平成元年 1 月 17 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間において同社が適用事業所であった記録は確認できない。

また、オンライン記録によれば、B社の事業主である申立人及び同社の役員である申立人の妻は、申立期間において国民年金に加入しており、当該保険料を現年度納付していることが確認できる。

さらに、B社が厚生年金保険の適用事業所となった平成元年 1 月 17 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得している複数の従業員は、いずれも「B社には、資格取得日以前から勤務していた。」と証言している。

加えて、申立期間当時、B社から業務委託されていた会計事務所は、「関連資料を保管しておらず、当時のことは不明である。」と回答しており、当時の

同社における厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 9 月 1 日から平成元年 1 月 17 日まで

私は、昭和 59 年 4 月 * 日に A 社の取締役役に就任した。同社の決算が一段落した同年 7 月頃、業務委託先の会計事務所から社会保険に加入するように言われ、同年 7 月から 8 月頃に夫である事業主と会計事務所の人と一緒に、会社の実印と銀行印を持参して社会保険事務所（当時）に行き、その手続をした。しかし、「ねんきん特別便」によれば、申立期間の被保険者記録が無いので納得できない。調査の上、厚生年金保険の被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社の商業登記簿により、申立人は、昭和 59 年 4 月 * 日設立の同社の取締役として、申立期間に勤務していたことが認められる。

しかし、オンライン記録、適用事業所台帳及び A 社が保管している「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」によれば、同社は、平成元年 1 月 17 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間において同社が適用事業所であった記録は確認できない。

また、オンライン記録によれば、A 社の役員である申立人及び同社の事業主である申立人の夫は、申立期間において国民年金に加入しており、当該保険料を現年度納付していることが確認できる。

さらに、A 社が厚生年金保険の適用事業所となった平成元年 1 月 17 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得している複数の従業員は、いずれも「A 社には、資格取得日以前から勤務していた。」と証言している。

加えて、申立期間当時、A 社から業務委託されていた会計事務所は、「関連資料を保管しておらず、当時のことは不明である。」と回答しており、当時の

同社における厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案5303

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年4月1日から38年11月9日まで

私は、申立期間に親戚筋のA社に勤務し、昼間は働き、夜は高校夜間部に通学していた。住み込みのため事業主に保険証を預かってもらっていたが、厚生年金保険料を確かに払っていたと記憶している。申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社での業務内容、申立期間当時の同社の所在地などを具体的に記憶しており、当時の電話帳等により、同社が申立人の記憶する住所に所在していたことが確認できることから、期間の特定はできないものの、申立人が同社に勤務していたことはうかがえる。

しかし、A社は、オンライン記録及び適用事業所名簿によれば、厚生年金保険の適用事業所としての記録が確認できない。

また、オンライン記録によれば、A社の商業登記簿に記載されている役員は、いずれも同社における厚生年金保険被保険者記録が確認できない上、申立人が同社の代表であったと記憶している者も、同社における厚生年金保険被保険者記録が確認できない。

さらに、A社は既に解散しており、当時の事業主も所在が明らかでない上、申立人は同僚の名前等を記憶していないことから、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年3月1日から36年4月15日まで

私がA社に勤務していた申立期間の標準報酬月額は、1万円と記録されている。しかし、同社を辞めて入社したB事業所において、A社とほぼ同額の給与にしてもらったと記憶しており、B事業所の標準報酬月額（1万6,000円）から考えると、A社の標準報酬月額が1万円であるはずがない。調査の上、申立期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、申立人の標準報酬月額は、昭和31年3月から34年9月までは5,000円、同年10月から36年3月までは6,000円と記録されていることが確認できる。なお、オンライン記録において、申立人の申立期間における標準報酬月額が1万円と記録されているのは、厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律（昭和44年法律第78号）附則第3条の規定により、1万円未満の標準報酬月額を1万円としていることによる。

また、健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、申立人の申立期間に係る標準報酬月額には遡って記録訂正された形跡等も無い。

さらに、健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、申立期間において厚生年金保険被保険者記録がある同僚の中に、申立人の標準報酬月額を超えている者はいない上、申立期間当時のA社において標準報酬月額が1万円を超えている者は、役員3人のうち2人のみであることが確認できる。

加えて、A社は、既に解散しており、当時の事業主は、連絡先が明らかでない上、連絡の取れた当時の同僚（1人）は、当時のことを覚えていないとしており、申立期間当時の同社における厚生年金保険の取扱いについて確認できな

い。

このほか、申立期間における申立人の給与額及び厚生年金保険料控除額を確認できる関連資料は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 4 年 4 月 1 日から同年 10 月 1 日まで

私は、A事業所で産休代替職員として平成 4 年 4 月 1 日から 5 年 3 月 31 日まで勤務した。当初の契約は 1 学期だけであったが、途中で 1 年に延びたので、4 年 4 月から同年 9 月までの厚生年金保険料を遡って控除すると言われた。その時の給与はかなり少なく、確かに保険料は控除されていたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された履歴書から、申立人が平成 4 年 4 月 1 日から A 事業所で勤務していたことは推認できる。

しかし、A 事業所が保管する申立人に係る「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」によると、申立人の同事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得日は、平成 4 年 10 月 1 日と記載されており、当該取得日は、オンライン記録の取得日と一致していることが確認できる。

また、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、A 事業所及び当時の担当者は、確認できる関連資料が無いため不明と回答している上、申立人が同事業所からの給与が振り込まれたとする金融機関に照会するも、預金口座履歴の保存期間が経過しているため、申立人の給与振込額を確認できない。

さらに、オンライン記録により、申立人は、平成 3 年 4 月 1 日から 4 年 10 月 1 日まで、申立期間を含めて国民年金第 3 号被保険者とされていることが確認できる。

加えて、B 健康保険組合の記録によると、申立人は、平成 4 年 10 月 1 日に当該組合員資格を取得しており、当該取得日は、オンライン記録の取得日と一

致していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年8月27日から50年4月7日まで
申立期間の標準報酬月額が実際に受け取っていた給与の額と異なっている。申立期間について、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社に勤務した申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内のため、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立期間のうち、昭和49年4月から同年8月までの期間及び同年11月については、申立人から提出された給与支給明細書における厚生年金保険料の控除額に見合う標準報酬月額が、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できる。

申立期間のうち、昭和43年8月から49年3月までの期間、同年9月、同年10月及び同年12月から50年3月までの期間については、給与支給明細書等の当該期間における給与額及び保険料控除額を確認できる資料は無い。

また、A社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、合併後の承継会社であるB社も、当時の資料は無いと回答しているため、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の届出及び保険料控除について確認できない。

さらに、申立期間において在籍していた複数の同僚に照会を行ったが、オンライン記録の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料より高額な保険料が控除

されていたことをうかがわせる証言を得ることはできなかった。

このほか、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案 5307（事案 1840 及び 4222 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年 4 月から 12 年 6 月 21 日まで

私は、A社に勤務していた申立期間について、厚生年金保険の被保険者記録が無いので、被保険者として認めてほしいとして過去二回、年金記録確認の申立てをしたところ、平成 21 年 10 月 28 日付け及び 22 年 9 月 1 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知文書もらった。

しかし、結果に納得できないので、再度調査の上、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る当初の申立てについては、事業主の証言及び雇用保険の記録により、申立人が、申立期間にA社に勤務していたことは認められるものの、同社から提出された平成 4 年 1 月から 9 年 3 月までの賃金台帳(支給控除一覧表)により、申立人が当該期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていないことが確認できること、事業主が、「申立人に係る厚生年金保険の資格取得手続は行わず、厚生年金保険料も控除していなかった。」と証言していること、申立人が申立期間を含む昭和 62 年 6 月 21 日以降、継続して国民健康保険の被保険者であったこと等から、既に当委員会の決定に基づき、平成 21 年 10 月 28 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

また、申立期間に係る再度の申立てについては、申立人から新たに国民健康保険料未納保険料残額明細書が提出されたが、当該明細書は、申立人に係る厚生年金保険料が給与から控除されていたことを示す証拠資料となり得るものではないため、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められないとして、既に当委員会の決定に基づき、平成 22 年 9 月 1 日付け年金記録の訂

正は必要でないとする通知が再度行われている。

これに対し、申立人は、「A社が、自分を厚生年金保険に加入させなかったことに納得できない。」と主張し、申立期間について再々度申し立てているものの、当該主張のみでは、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

このほかに、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案5308

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年1月から33年2月10日まで

私は、A社に昭和32年1月に入社してから継続して勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に勤務していた同僚の証言から判断して、入社した時期は定かでないが、申立人が申立期間当時も同社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、A社の後継会社と思われるB社は、「A社は既に解散しており、現在のB社とは関係が無いことから、申立期間当時の厚生年金保険に関する資料は保存しておらず、当時の厚生年金保険の取扱いについては分からない。」と回答している上、申立期間当時の事業主は既に死亡しており、申立人の申立期間における厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

また、複数の同僚は、「入社から相当期間経過後に厚生年金保険の被保険者資格を取得したと思う。」と証言している。

さらに、雇用保険の記録によると、申立人のA社における資格取得日は、昭和33年2月10日であることが確認できるところ、当該資格取得日は、オンライン記録の資格取得日と一致している。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和56年11月から62年2月まで
② 昭和62年3月から63年5月まで

A社からB社に出向・転籍する時に、給料は年510万円を毎月均等に支払う、賞与は無しという約束であった。C社の待遇も同様の約束であった。しかし、毎月42万円程度の給料に比べて標準報酬月額が低いので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人から提出された昭和60年分給与所得の源泉徴収票、B社から提出された同年分及び61年分給与所得の源泉徴収票並びに同社から提出された60年及び61年分賃金台帳により、同社における60年及び61年の申立人の年収は、申立人の主張どおり510万円程度であったことが確認できる。

しかしながら、申立期間①のうち、昭和60年1月から62年2月までについては、B社から提出された上記賃金台帳により、申立人に賞与(60年に152万5,700円、61年に157万2,400円)が支給されたことが確認できる上、同社の同僚は、「B社では、3月、7月及び12月の年3回賞与が支給された。」と証言している上、同社の現在の事務担当者も、「申立期間当時、60歳以上の者には、賞与が年3回支払われたことがあった。」と回答している。

また、上記期間については、B社から提出された賃金台帳により、毎月の給料の総支給額は、28万円台から32万円台であったことが確認できる上、当該賃金台帳の厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額(昭和60年1月から61年9月までは30万円、同年10月から62年2月までは32万円)は、厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できる。

さらに、B社から提出された社会保険台帳により、申立人の資格取得日は昭和56年11月1日、資格取得時の標準報酬月額が26万円であったことが確認できる上、D厚生年金基金から提出された申立人に係る厚生年金基金加入員台帳により、申立人の同年11月から62年2月までの標準報酬月額（56年11月から57年9月までは26万円、同年10月から59年9月までは28万円、同年10月から61年9月までは30万円、同年10月から62年2月までは32万円）は、厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できる。

申立期間②については、C社から提出された昭和62年分の賃金台帳により、同年12月に申立人に賞与（71万4,000円）が支給され、当該期間に係る毎月の給料の総支給額は、15万円台であったこと、及び当該賃金台帳の厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額（15万円）は、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できる。

また、D厚生年金基金から提出された申立人に係る厚生年金基金加入員台帳により、申立人の申立期間②に係る標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できる。

さらに、申立人と同様に、昭和62年3月23日にB社からC社に転籍した同僚は、「C社でも、賞与は支給されていたと思う。会社からは、『今後は年金が出るので給料を減額するが、年金と合計すると今までの給料と同じ金額になる。』と説明があった。」と証言しているところ、オンライン記録によると、申立人は、昭和62年3月に厚生年金保険の受給権が発生し、4月から月額約15万円の厚生年金保険を受給していることが確認できる。

このほか、申立期間①及び②について、申立人の標準報酬月額に不自然な訂正等が行われた形跡は無く、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び②において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 10 月から 45 年 4 月まで
申立期間にA社に勤務し、商品の説明、販売などを担当する「販売促進レディー」の仕事に従事していた。申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社B支店において「販売促進レディー」の勤務スケジュール等について指示を出していた上司の名前を申立人が記憶していることから、時期は明らかでないものの、申立人が同社同支店に勤務していたことはうかがえる。

しかし、A社は、「申立人の在籍は確認できなかった。当時の『販売促進レディー』のことは不明。」と回答している上、上記の上司は、「『販売促進レディー』が厚生年金保険に加入していたかどうかは分からない。」と証言している。

また、A社B支店の複数の同僚が、「申立人は知らない。B支店の『販売促進レディー』は正社員ではなかったと思う。」と証言している。

さらに、申立期間当時の事務担当者は氏名等が明らかでないため特定できない上、申立人は同僚の名前を記憶しておらず、申立人を記憶する同僚もいないため、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

加えて、申立期間に雇用保険の記録は確認できない上、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立期間(資格取得者 304 人)に申立人の名前は無く、健康保険整理番号に欠番も見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 35 年 9 月から 38 年 3 月まで
② 昭和 54 年 10 月から 55 年 6 月まで

「標準報酬月額と標準賞与額の月別状況」によると、申立期間①について、標準報酬月額が昭和 35 年 9 月に 1 万 6,000 円から 1 万円に下がっており、その後も低い金額のまま推移している。

また、申立期間②について、標準報酬月額が昭和 54 年 10 月に 26 万円から 24 万円に下がっている。

申立期間当時に給料が下がった覚えは無いので、申立期間①及び②の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、「標準報酬月額が昭和 35 年 9 月に 1 万 6,000 円から 1 万円に下がっているが、給料が下がった覚えは無い。」と主張しているところ、オンライン記録及び健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、当該期間直前の標準報酬月額(1 万 6,000 円)は、A社に係る標準報酬月額(1 万円)、及び同社に勤務する直前まで申立人が勤務していたB社に係る標準報酬月額(6,000 円)が合算された記録であり、A社に係る標準報酬月額が減額された記録は確認できない。

また、申立人は、「その後の標準報酬月額も低い金額で記録されている。」と主張しているが、A社は、「当時の資料は無く不明。」と回答しており、申立人の当該期間に係る給与支給額及び保険料控除額について確認できない。

さらに、申立人の当該期間における標準報酬月額は、当該期間にA社において厚生年金保険被保険者記録が確認できる複数の同僚の標準報酬月額と比べ

て特段の差は無く、申立人の標準報酬月額が遡及して訂正されている等の不自然さは見られない。

申立期間②について、C社から提出された申立人の給与明細書の写しにおいて確認できる給与支給額に見合う標準報酬月額は、健康保険厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録の標準報酬月額よりも高額であることが確認できる。

しかし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなるところ、当該給与明細書において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額は、健康保険厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できる。

また、申立人は、「標準報酬月額が昭和54年10月に26万円から24万円に下がっているが、給料が下がった覚えは無い。」と主張しているが、当該給与明細書によると、昭和54年7月は、給与の支給が無く、同年の定時決定を同年5月及び同年6月の給与支給額に基づき算定した場合の標準報酬月額が当該期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録の標準報酬月額と一致していることから、当該期間の標準報酬月額は、適正に決定されたものと考えられる。

このほか、申立期間①及び②について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び②について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案5312（事案336の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年8月1日から32年3月1日まで
前回の申立てについて、平成20年9月22日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知文書もらった。
しかし、申立期間にA社に継続して勤務していたのは間違いないので、新たな資料や証拠は無いが、再度審議の上、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、A社に申立期間当時の人事記録等が無く、当時の事業主も他界している上、当時の事情について証言を得られる同僚等も見当たらず、ほかに申立人の申立期間に係る勤務実態について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないこと、申立期間に係る給与からの厚生年金保険料の控除に関する申立人の記憶が曖昧であることなどを理由として、既に当委員会の決定に基づき、平成20年9月22日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対し、申立人は、「新たな資料や証拠は無いが、前回の審議結果に納得できない。」と主張し、前回の申立てと同様に、「昭和28年7月6日に運転免許を取得しており、直後に会社を辞めることはない。」として再申立てを行っている。

しかし、申立人が昭和28年7月6日に運転免許を取得した事実のみをもって、申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認めることはできない。

このほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

愛知厚生年金 事案5313（事案1334の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年4月1日から38年5月1日まで

前回の申立てについては、A社及びB社に勤務した期間の厚生年金保険被保険者記録について申立てを行い、平成21年6月10日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知文書もらった。

しかし、A社に行き社長と話をしたら、厚生年金保険に入っていたことの証人になってくれると言ったので、再申立てに当たり、新たな資料や証拠は無いが、再度審議の上、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、A社の事業主及び同僚は、正確な期間は不明としながらも、申立人が勤務していたと証言していることから、同社に申立人が勤務していたことは推認できるものの、同社は、「当時の資料が無いため、申立人が厚生年金保険被保険者資格を取得したか否かは確認できない。」と回答していること、複数の同僚が、同社では入社と同時に厚生年金保険被保険者資格を取得していなかったと証言していること、同社の健康保険厚生年金保険被保険者原票に整理番号の欠番は無いことのほか、申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらないとして、既に当委員会の決定に基づき、平成21年6月10日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対し、申立人は、「新たな資料や証拠は無いが、A社の社長から厚生年金保険に入っていたことの証人になると言われたので、再度調査してほしい。」と主張し、再申立てを行っている。

しかし、商業登記簿及びオンライン記録によると、当該再申立てに係る当該

事業主は、平成21年＊月に他界していることから、生前、申立人に対して申立期間に係る厚生年金保険の取扱いに関して証明したとする申立人の主張を、裏付ける事情を確認できない。

このほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 35 年 3 月 29 日から 39 年 10 月 31 日まで
② 昭和 40 年 4 月 2 日から同年 8 月 27 日まで

私は、厚生年金保険の記録では、申立期間について脱退手当金を受給した
ことになっているが、もらった覚えは無い。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金の支給については、申立人の申立期間に係る脱退手当金裁定請求書が保存されており、「請求者の住所」欄には申立人の当時の本籍地が記載されていることなどを踏まえると、申立人の意思に基づき脱退手当金が請求されたものと考えられる。

また、申立期間当時、裁定請求書には厚生年金保険の加入歴を記載することになっているところ、A社及びB社に係る脱退手当金未請求期間については、当該裁定請求書には記載されておらず、支給されていない期間が存在することに事務処理上不自然さはいふことができない。

さらに、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはいふことができない上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年5月15日から30年10月12日まで
年金記録を確認したところ、申立期間に係る脱退手当金を受給したことになる。受給の有無について、はっきりとした記憶があるわけではないが、会社を退職後、脱退手当金の支給決定日前に婚姻のため他県に転居していることもあり、一度調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和30年10月12日の前後2年以内に資格喪失し、脱退手当金の受給要件を満たす女性30人の支給記録を調査したところ、23人について支給記録が確認でき、資格喪失日が近接する者で支給決定日が同一日の者が多数見受けられることから、申立人についても、事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）には、脱退手当金が支給されたことが記載されており、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約4か月後の昭和31年2月8日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案5316

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年2月1日から34年5月30日まで

私は、A社を退職した後、同社と連絡を取ったことも無く、脱退手当金の支給を受けた記憶も無いため、申立期間について、年金給付の計算の基礎となる厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和34年9月11日に支給決定されており、厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）上、「回答済 34. 7. 10」と、申立人の脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を厚生省（当時）から裁定庁へ回答したことが記録されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえなない。

また、申立人の脱退手当金が支給決定された当時は通算年金通則法施行前であり、申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはいかたがえなない上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案 5317 (事案 2031 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年5月15日から39年9月1日まで

前回の申立てについて、平成21年12月2日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知文書もらった。

しかし、私は、提出した資料のとおり、平成11年1月18日にA県社会保険審査官に審査請求を行い、同年4月12日に社会保険審査会に再審査請求を行っており、年金記録問題が明るみに出る前から脱退手当金を受給していないと確信している。

社会保険庁(当時)の審査結果は、「オンライン記録が支払済みとなっている。」との内容の通知のみであったが、前回の第三者委員会の審議結果も、同庁のものとなんら変わりがなく、第三者機関としての調査、審議として納得できない。私は、B事業所を退職後も病院に通院していたため、健康保険被保険者証の返納が遅れた。脱退手当金の支給決定日は当該被保険者証を返納した日の間違いではないか。再度審議の上、申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約3か月後に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえないこと、申立人から聴取しても申立て以上の証言は得られず、ほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらないことを理由として、既に当委員会の決定に基づき、平成21年12月2日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対し、申立人は、「新たな資料や証拠は無いが、私は老齢年金の受給権を得た平成11年から脱退手当金を受給していないと申し立てている。オンラ

イン記録が支払済みとなっているから脱退手当金が支給されているとする説明のみでは納得できない。また、脱退手当金が支給決定となった日は健康保険被保険者証が返還された日が誤って記載されたのではないか。」と主張して、再度申立てを行っている。

しかし、申立人に係る脱退手当金支給報告書により、申立人の脱退手当金の裁定年月日は「昭和39年11月17日」、支給決定年月日は「昭和39年11月30日」であることが確認できるとともに、今回、申立人と同日に脱退手当金の支給決定がなされた複数の者の脱退手当金支給報告書を新たに確認したが、脱退手当金支給報告書とオンライン記録は一致しており、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、上記の主張のほかに、申立人から脱退手当金を受給していないことをうかがわせる新たな資料等の提出も無く、当該主張のみでは、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認めることはできない。

このほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。